

平成27年6月5日

(仮称) 東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価手続 の状況等について

1 根拠

千葉県環境影響評価条例（平成10年6月19日 条例第26号）

2 事業概要

- (1) 都市計画決定権者の名称： 銚子市
- (2) 事業者の名称： 東総地区広域市町村圏事務組合
- (3) 都市計画対象事業の種類の詳細： 廃棄物溶融施設の設置
- (4) 都市計画対象事業実施区域の位置： 銚子市野尻町1678番地1ほか35筆
- (5) 都市計画対象事業の規模： 処理能力213トン/日

3 環境影響を受ける範囲と認められる地域

銚子市、旭市、東庄町、茨城県神栖市

4 事業計画概要書

送付： 平成26年12月15日（月）

公告： 平成27年 1月 9日（金）

縦覧： 平成27年 1月 9日（金）～ 2月26日（木）

5 環境影響評価方法書

送付： 平成27年 2月 6日（金）

公告： 平成27年 2月27日（金）

縦覧： 平成27年 2月27日（金）～ 3月30日（月）

方法書説明会 : 平成27年 3月11日（水） <茨城県神栖市>

平成27年 3月14日（土） <銚子市>

住民等意見提出期限 : 平成27年 4月14日（火） 意見なし

市町長意見提出期限 : 平成27年 4月30日（木）⇒ 意見有り（神栖市）

知事意見提出期限 : 平成27年 7月13日（月）

6 千葉県環境影響評価委員会に係る審議（方法書）

- (1) 諮問、審議、現地調査 : 平成27年 3月20日（金）
- (2) 審議 : 平成27年 4月17日（金）
- (3) 審議 : 平成27年 6月 5日（金）
- (4) 答申案審議 : 平成27年 6月19日（金）（予定）